

鹿地労審発第1号
令和4年10月21日

鹿児島労働局長
中 所 照 仁 殿

鹿児島地方労働審議会
会長 采 女 博 文

鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和4年3月10日付け鹿労発基0310第1号をもって諮問のあった
標記について、9月21日専門部会を設け以来2回にわたり慎重に審議を重ねたと
ころ別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

記

公益代表委員	采女博文	馬場美紀子	三輪全子（部会長）
家内労働者代表委員	白石裕治	日高実禎	三浦辰男
委託者代表委員	田辺勝弘	中田博基	濱上剛一郎

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

鹿児島県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
ワイヤーハーネス	カプラー差し (電線の末端に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業)	50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	50銭

4 効力発生日

法定どおり